

令和5年2月

指定居宅介護（予防）支援事業所 管理者  
岡山市地域包括支援センター センター長  
指定特定（介護予防）福祉用具販売事業所 管理者 各位

岡山市介護保険課

平素から、本市介護保険事業にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。  
このたび、介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請について、下記のとおり変更しますのでお知らせします。

## 記

### 1 福祉用具購入費支給申請書の様式変更について

- ① 公金受取口座への振込が選択できるようになりました。  
（事前にマイナンバーカードに公金受取口座を登録しておく必要があります。）
- ② 公金受取口座への振込を希望する場合は、  
「個人番号」の欄を記入し、  
「公金受取口座を利用します」の欄にチェックを付けてください。  
口座情報の記入は不要です。
- ③ 公金受取口座を利用せず、従来通り振込口座を記入する申請も可能です。  
この場合も新様式を使用してください。（個人番号の欄は記入不要です。）

### 2 福祉用具購入費支給申請に係る Q&A について

よくあるご質問、ご注意いただきたい点をまとめております。福祉用具の購入を検討される際は必ずご確認ください。

※ 申請書の新様式 及び Q&A は 岡山市ホームページに掲載しています。

【トップページ → 市政情報 → 電子サービス → 書式・申請書 → 国保・介護・年金  
→ 介護保険各種様式 → 介護保険福祉用具購入費の支給について】

※ ご不明な点等ございましたら、下記問い合わせ先までご連絡ください。

（問い合わせ先）岡山市介護保険課 資格給付係  
電話 086-803-1241

介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書

フリガナ		保険者番号		3	3	1	0	0	9
被保険者氏名		被保険者番号	0	0	0				
		個人番号							
生年月日	大・昭 年 月 日生	要介護状態区分	支援・1・2・3・4・5						
住所	〒								
福祉用具名 (種目及び商品名)	製造事業者名	購入金額 (消費税含)	購 入 日						
	販売事業者名								
	販売事業者コード		年 月 日						
				年 月 日					
			年 月 日						

福祉用具が必要な理由									
------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

岡山市長 様

上記のとおり、関係書類を添えて居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給を申請します。

年 月 日

住所

申請者

(被保険者) 氏名 電話番号

注意 ・ この申請書の裏面に、領収証及び福祉用具のパンフレット等を添付してください。  
 ・ 「福祉用具が必要な理由」については、個々の用具ごとに記載してください。  
 欄内に記載が困難な場合は、裏面に記載してください。

居宅介護（介護予防）福祉用具購入費を下記の口座に振り込んでください。

口座振込 依頼欄	銀行 信用金庫 信用組合 農 協	本店 支店 出張所 支所	種 別	口 座 番 号						
	金融機関コード	店舗コード	1 普通預金 2 当座預金 3 その他							
	フリガナ									
	口座名義人									
<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用します	※ 給付金等の受取口座として、マイナンバーとともに国に事前に登録した公金受取口座を利用する場合は、チェックしてください。 ※ 公金受取口座を利用する場合は、口座情報(上記枠部)の記載は不要です。									

岡山市記入欄

承認	支給決定額			認定済額			／100,000
不承認	口座	決定	要介護	要支援			

介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入

記入誤りは、修正テープ等で直さず、二重線を引いて訂正する。

フリガナ	保険者番号						
被保険者氏名	被保険者番号		0	0	0		
	個人番号						
生年月日	大・昭	年	月	日生	要介護状態区分	支援・1・2・3・4・5	
住所	必ず被保険者証の住所を記入する。						電話番号
福祉用具名 (種目及び商品名)	製造事業者名		購入金額 (消費税含)		購入日		
	販売事業者名						
	販売事業者コード						
				領収書の日付を記入する		年	月
						日	
						年	月
						日	
						年	月
						日	
福祉用具が必要な理由	疾病や障害の名称、詳しい身体状況、当該用具がないことでどういったことに困っているかを、具体的に記入する。病院に入院されていた場合は退院日を記入する。再購入は、用具が破損している場合や、身体状況が著しく悪化し現在使用の用具では対応できなくなった場合に限り可能（事前に介護保険課に相談する）。なお、汚損や劣化は対象外。再購入の理由も詳しく記入する。						年
							月
							日
岡山市長様	被保険者が死亡している場合は、相続人が申請する。その場合申立書と場合によっては戸籍謄本(抄本)の提出が必要。						年
上記のとおり、関係する	購入費の						月
住所	この欄の記入誤りは必ず訂正箇所と氏名横に押印する。						日
申請者 (被保険者) 氏名	電話番号						

注意 ・ この申請書の裏面に、領収証及び福祉用具のパンフレット等を添付してください。  
 ・ 「福祉用具が必要な理由」については、個々の用具ごとに記載してください。  
 欄内

居宅介護（介護予防）申請者以外に振り込んでください。

口座振込 依頼欄	信用金庫	本店	種別	口座番号			
	信用組合	支店		1 普通預金 2 当座預金 3 その他			
	農協	出張所					
金融機関コード	店舗コード						
フリガナ	口座名義人						
※申請者以外の口座に振込む場合は委任状等が必要です。							
口座のフリガナは一字でも違っていたら入金できないため、必ず通帳のフリガナを確認して記入する。							
<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用します	※ 給付金等の受取口座として、マイナンバーカードを保有し、かつ、事前に国に登録した公金受取口座を利用する場合は、チェックしてください。 ※ 公金受取口座を利用する場合は、口座情報(上記枠部)の記載は不要です。						

岡山市記入欄

承認	支給決定額			認定済額		／100,000
不承認	口座	決定	要介護	要支援		

## 福祉用具購入費支給申請 Q&A

### Q1 どのような人が申請できるのですか？

A 要介護・要支援認定を受けており、在宅で生活している方が対象となります。

### Q2 福祉用具購入費の支給申請は年1回限りですか？

A 福祉用具購入の支給限度額は、同一年度(4月1日から翌年3月31日までの間)で10万円(税込)であり、その範囲内であれば何度でも申請できます。  
(例:初回に7万円分の福祉用具購入費申請をされた場合、その年度は残り3万円まで申請することができます。支給限度額の10万円を超えた部分は自己負担となります。)  
なお、複数の申請を行う際には購入順に申請してください。

### Q3 申請してからどのくらいで支給されますか？

A 提出書類に不備がなければ、おおむね30日後に振り込まれます。

### Q4 同じ種目の福祉用具の再購入も支給の対象となりますか？

A 福祉用具が破損して使用できない、身体状況の著しい悪化等の特別な理由があり、市が必要と認めた場合は再購入をすることができます。カビが生えた等の汚損による再購入は、支給対象となりません。購入歴の有無が不明な場合や、再購入を検討する場合は、必ず事前に介護保険課(☎086-803-1241)にご相談ください。その際、破損や身体の状態を詳しくお聞かせいただきます。

### Q5 ずいぶん前に購入したのも申請できますか？

A 時効は領収証の日付から2年間です。

## Q6 指定事業者以外のホームセンターやインターネットなどで購入した用具も支給の対象となりますか？

A 対象外です。  
ご自分の身体状況にあった用具を選ぶために、購入前にケアマネジャー等に相談のうえ、必ず市が指定する特定福祉用具販売事業者から購入してください。指定事業者以外から購入された場合は支給対象となりません。

## Q7 医療機関に入院中に使用する福祉用具は支給の対象となりますか？

A 対象外です。在宅で利用される方を対象としています。  
グループホーム、介護付有料老人ホーム等の介護施設に入所されている場合も支給対象となりません。

## Q8 すのこは浴室内(浴槽内)に敷き詰めなければなりませんか？

A すのこは床面(底面)に敷き詰められていない状態で購入した場合も支給の対象となります。ただし、のちに残りの部分を敷き詰めるために購入する場合は再購入の扱いとなり支給対象とならない場合があります。

## Q9 ポータブルトイレ(補高便座)を持っているが、ウォシュレット付きに買い替えたい。再購入は支給の対象となりますか？

A ウォシュレットは付加価値にあたるため、ウォシュレットを付けるためだけの再購入は支給対象となりません。

## Q10 部品のみ購入や修理は支給の対象となりますか？

A 支給対象となります。ただし、ウォシュレットやリモコン等、付加価値にあたる部分については支給対象となりません。  
また修理の場合、部品の購入費用は支給対象となりますが工賃は支給対象となりません。

令和5年2月

指定居宅介護（予防）支援事業所 管理者  
岡山市地域包括支援センター センター長  
介護保険住宅改修施工業者 各位

岡山市介護保険課

平素から、岡山市介護保険事業にご協力をいただき、お礼申し上げます。  
介護保険住宅改修費支給申請について、下記のとおり一部運用を変更しますのでお知らせ  
します。

### 記

- 1 工事前申請に係る「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書審査終了の  
お知らせ」（以下「審査終了のお知らせ」という。）について
  - ① これまで、「審査終了のお知らせ」の記載内容を、理由書作成者に事前に電話でお知ら  
せする場合がありますでしたが、令和5年3月送付分から**事前の連絡は行わないこととし  
ます**。今後は、**「審査終了のお知らせ」の「2 特記事項」の記載内容を十分に確認の  
うえ**、着工してください。
  - ② 「審査終了のお知らせ」の「2 特記事項」に記載された**書類の提出等がなされない場  
合**、住宅改修費が**支給できない**ことがあります。
  - ③ 「審査終了のお知らせ」を**受領する前に着工**した場合は、住宅改修費**支給対象外**です。
  - ④ 「審査終了のお知らせ」の記載内容に不明な点がある場合は、必ず介護保険課まで連  
絡のうえ確認してください。
- 2 工事後申請書の様式変更について（令和5年1月から）
  - ① 公金受取口座への振込が選択できるようになりました。  
（事前にマイナンバーカードに公金受取口座を登録しておく必要があります。）
  - ② 公金受取口座への振込を希望する場合は、  
「個人番号」の欄を記入し、  
「公金受取口座を利用します」の欄にチェックを付けてください。  
口座情報の記入は不要です。
  - ③ 公金受取口座を利用せず、従来通り振込口座を記入する申請も可能です。  
この場合も新様式を使用してください。（個人番号の欄は記入不要です。）
  - ④ 新様式は、岡山市ホームページに掲載しています。  
【トップページ → 市政情報 → 電子サービス → 書式・申請書 → 国保・介護・年金  
→ 介護保険各種様式 → 介護保険住宅改修費の支給について】

（問い合わせ先）岡山市介護保険課 資格給付係  
電話 086-803-1241

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費  
工事完工及び給付金請求申請書（工事後）

フリガナ			保険者番号		3	3	1	0	0	9
被保険者氏名			被保険者番号							
			個人番号							
生年月日	大・昭	年	月	日生	性別		男・女			
住所	〒 _____ 所有者（ _____ ）									
改修の内容・ 箇所及び規模			着工日	年		月		日		
			完成日	年		月		日		
施工業者			改修費用	円						
提出書類	<input type="checkbox"/> 領収書（本人名義の原本） <input type="checkbox"/> 工事費内訳書 <input type="checkbox"/> 工事前後写真（撮影日のわかるもの） <input type="checkbox"/> 承諾書 <input type="checkbox"/> 審査終了通知書（コピー可） <input type="checkbox"/> その他（図面・ _____ ）									
<p>岡山市長 様</p> <p>工事が完工しましたので関係書類を添えて居宅介護（予防）住宅改修費給付金を請求します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>申請者（被保険者） 住所 _____ 氏名 _____ 電話番号 _____</p>										

居宅介護（予防）住宅改修費を下記の口座に振り込んでください。

口座振込 依頼欄	銀行 信用金庫 信用組合 農協	本店 支店 出張所	種目	口座番号	
	金融機関コード	店舗コード	1 普通預金 2 当座預金		
	フリガナ	_____			
※申請者以外 の口座に振 込む場合は 委任状等が 必要です。	口座名義人	_____			
<input type="checkbox"/> 公金受取口座を 利用します	※給付金等の受取口座として、マイナンバーとともに国に事前に登録した公金受取口座を利用する場合は、 チェックしてください。 ※公金受取口座を利用する場合は、口座情報（上記枠部）の記載は不要です。				

〔岡山市記入欄〕

支 給 額 （円）	備 考

# 住宅改修費支給申請の流れ

<p>ケアマネジャー等に相談</p>	<p>○要介護（要支援）認定を受けていない場合は、認定申請を行い認定を受ける ○ケアマネジャー等同席のもと、工事事業者と相談する ○ケアマネジャー等に「住宅改修が必要な理由書」の作成を依頼する</p> <p>※ケアマネジャーのほかに理由書を作成できる資格者等（資格者証の写しの添付必要） 地域包括支援センター職員、作業療法士、福祉住環境コーディネーター検定2級以上合格者、医師、理学療法士、増改築相談員、マンションリフォームマネジャー、建築士でホームヘルパー2級以上の修了者 など</p>
<p>工事前 支給申請</p>	<p>○着工予定日の14開庁日前までに提出</p> <p>【受付窓口】 ●介護保険課、各福祉事務所、各支所</p> <p>【提出書類】 ●介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（工事前） ●住宅改修が必要な理由書 P1・P2 ●工事見積書（材料費・施工費・諸経費等の内訳を明記、また会社名・所在地・発行者名の記載および社印の押印があるもの） ●住宅改修予定箇所の写真（写真の中に撮影日が入っているもの） ●改修前後の状態が分かる図面（平面図・断面図等） ▼住宅の所有者の承諾書（住宅の所有者が申請者と異なる場合のみ必要）</p>
<p>『審査終了のお知らせ』 受領</p>	<p>○ケアマネジャーと工事事業者にも『審査終了のお知らせ』を提示し、特記事項に記載された内容等を十分に確認する</p>
<p>住宅改修工事 着工</p>	<p>○工事前の『審査終了のお知らせ』を受領する前に着工した場合、 <b>住宅改修費は支給されません</b></p> <p>○改修の<b>一部追加</b>、<b>一部取り止め</b>、<b>工事内容の変更</b>等がある場合、 必ず<b>工事着工前に</b>介護保険課へ具体的な変更内容をお知らせください 事前連絡なく変更等をした場合、住宅改修費は支給されません</p>
<p>工事後 支給申請</p>	<p>【受付窓口】 ●介護保険課、各福祉事務所、各支所</p> <p>【提出書類】 ●介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費工事完工及び給付金請求申請書（工事後） ●領収書（宛名が申請者本人の原本で工事完工後に領収したことが分かるもの） ●工事費内訳書（材料費・施工費・諸経費等の内訳を明記、また会社名・所在地・発行者名の記載および社印の押印があるもの。請求内訳書の代用も可） ●完工後の写真（写真の中に撮影日が入っているもの） ●『介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書審査終了のお知らせ』の原本または写し ▼委任状（給付金受領口座の名義人が申請者と異なる場合のみ必要）</p>
<p>住宅改修費 支給</p>	<p>○申請内容に沿った適正な工事であることを審査し、認められた場合に支給します</p> <p>○保険給付の対象となる改修費用はおひとりにつき20万円（税込）を上限に、介護保険負担割合に応じた金額を支給します</p>

## 介護保険住宅改修費支給申請について（注意点）

申請時は次の点に留意してください。

### △ 対象外となる改修

- 脱着手すりの取り付け
- 床の拡張にあたる改修
- 老朽化による改修
- 介助を理由とした改修
- 審査終了のお知らせを確認する前に着工した工事

△ 申請書類について、次の事項を記載してください。

### 住宅改修が必要な理由書

#### 【P1】

- 1 入院入所歴の記載をする場合は、現在の状況（入院中・退院済 など）

#### 【P2】

##### <② ①の具体的な困難な状況>

- 1 改修場所（玄関、廊下等）
- 2 どの動作を取るのに困っているのか
- 3 動作が取れない要因となる本人の身体状況（ふらつきがある、握力が低下している等）
- 4 改修予定箇所に既存のもの（手すり、スロープ等）があり、同一の改修をする場合は、追加の改修が必要な理由

##### <③ 改修の方針>

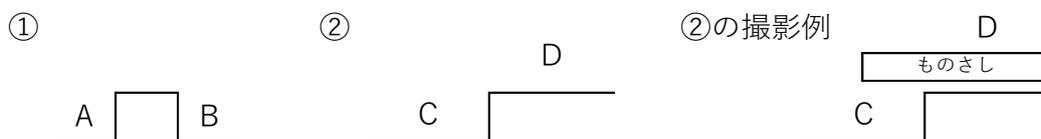
- 1 改修内容
- 2 改修した結果、本人の生活がどう改善するのか

### 図面

- 1 段差の解消工事の場合は、段差の断面図（工事前、工事後のもの）
- 2 ユニットバス工事の場合は、改修前後で浴槽の位置に変更があるかどうかわかるもの

### 写真

- 1 写真の中に撮影日が入っているもの（印刷した写真に手書きで記載したものは不可）
- 2 段差の解消の場合、段差にメジャーをあて、その寸法が明瞭にわかる写真
  - ①のような段差の場合、AB 両側にメジャーをあてた写真が必要です。
  - ②のように片側に段差がない場合は、C 側の段差にメジャーをあてた写真と、上段の D 部分に物差しを置く等して D 全体に段差がないことがわかる写真が必要です。



- 3 明るさが十分なもの（暗くて見えづらいものは不可）
- 4 改修箇所の全景が写っているもの（工事前の写真で全景が写っていない場合は支給対象外）
- 5 工事前と工事後の写真は同一の方向、角度で撮影すること